

よくある質問

子育て応援ギフトについて（Q&A）

Q 1 子育て応援ギフトは誰が申請をすればよいですか。

対象の子どもを養育する方、本人が行う必要があります。両親（父・母）で対象児童を養育されている場合は、どちらかおひとりが申請をしてください。

Q 2 子育て応援ギフトの支給要件（対象者）を教えてください。

令和5年2月1日以降に出生届出書を提出し、すくすく赤ちゃん子育て訪問などでの面談を受けた養育者が子育て応援ギフトの対象となります。

Q 3 子育て応援ギフトの案内は、どこでもらえますか。

対象となる方に子育て応援ギフトのお知らせを送付します。順次郵送予定です。届くまでしばらくお待ちください。

Q 4 すくすく赤ちゃん子育て訪問の申込は、どのようにするのですか。

市民課もしくは事務所への出生届出書の提出時に、母子健康手帳のとじ込みの出生連絡票を提出していただくと、後日訪問スタッフから訪問日時についてご連絡をします。岐阜市外で出生届出書を提出した場合は、出生連絡票については保健予防課まで郵送にてご提出ください。

Q 5 里帰りの予定が長く、岐阜市でのすくすく赤ちゃん子育て訪問を受けることができません。どうしたらよいですか。

里帰り先での訪問を希望する場合は、保健予防課までご連絡ください。

Q 6 子育て応援ギフトの案内が届きました。どのように申請するとよいですか。

「子育て応援ギフトのお知らせ」の二次元コードを読み込んでいただき、オンラインでの申請を行ってください。オンラインでの申請ができない方は、保健予防課までお問い合わせください。

Q 7 双子を出産しました。子育て応援ギフトとして10万円相当のポイントを受け取ることができますか。

子育て応援ギフトは、5万円相当のポイント×出生児童数を支給します。
なお、出産応援ギフトについては多胎妊娠の場合も5万円相当のポイント支給となります。

Q 8 海外で出産して帰国しました。子育て応援ギフトの対象となりますか。

海外で出産後に日本に帰国した場合には、住民票のある市区町村で面談等を受けることで、子育て応援ギフトの支給を受け取ることができます。この場合の子育て応援ギフトの支給対象は、ギフトの支給に係る児童が1歳に達する日以後の最初の3月31日（令和6年3月31日までに1歳に達した児童の養育者は令和7年3月31日）の前日までの者に限ることとし、当該児童の養育者が面談等を受けた場合にギフトの支給対象となります。

Q 9 岐阜市に住民票がありますが、里帰り出産を考えています。この場合、岐阜市・里帰り先の市区町村のどちらへ子育て応援ギフトの申請をすればよいですか。

住民票がある岐阜市から案内しますので、岐阜市に申請をしてください。

Q 10 離婚協議中で別居しています。この場合、子育て応援ギフトは、父・母のどちらが支給を受けることができますか。

対象児童と同居している方と面談を実施し、その方が子育て応援ギフトを受け取ることができます。

Q 11 令和5年2月1日以降に出生した児童がおり、岐阜市への転入を予定しているが、どうすればよいですか。

転入した翌月末を目安に、岐阜市の「子育て応援ギフトのお知らせ」を送付します。

※お引越し元の市区町村で当事業の申請をしていない方が対象となります。